

**地域生活支援拠点機能の整備について  
(緊急時の受入・対応に関する体制構築)**

加茂市健康福祉課・田上町保健福祉課

# 1. 地域生活支援拠点とは

## I. 地域生活支援拠点の整備目的とは

地域生活支援拠点とは、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することで、大きく分けて2つの目的を持ちます。

### ①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

### ②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

## II. 地域生活支援拠点の主な機能と整備の形態

地域生活支援拠点には、以下の5つの代表的な機能を持ち、その整備の形態にはいくつかの手法があります。

**①相談**：常時の連絡体制を確保、障がい特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

**②緊急時の受入れ・対応**：短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

**③体験の機会・場**：共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

**④専門的人材の確保・養成**：専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

**⑤地域の体制づくり**：地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

## 整備の形態

### 多機能拠点整備型

5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加

### 面的整備型

地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

※地域の実情に応じた整備手法が採れる。

cf. 三条市：「多機能拠点整備型」+「面的整備型」

**機能の一部を加茂市・田上町共同で面的に整備したい。**

## 2. 共同整備をする「機能」

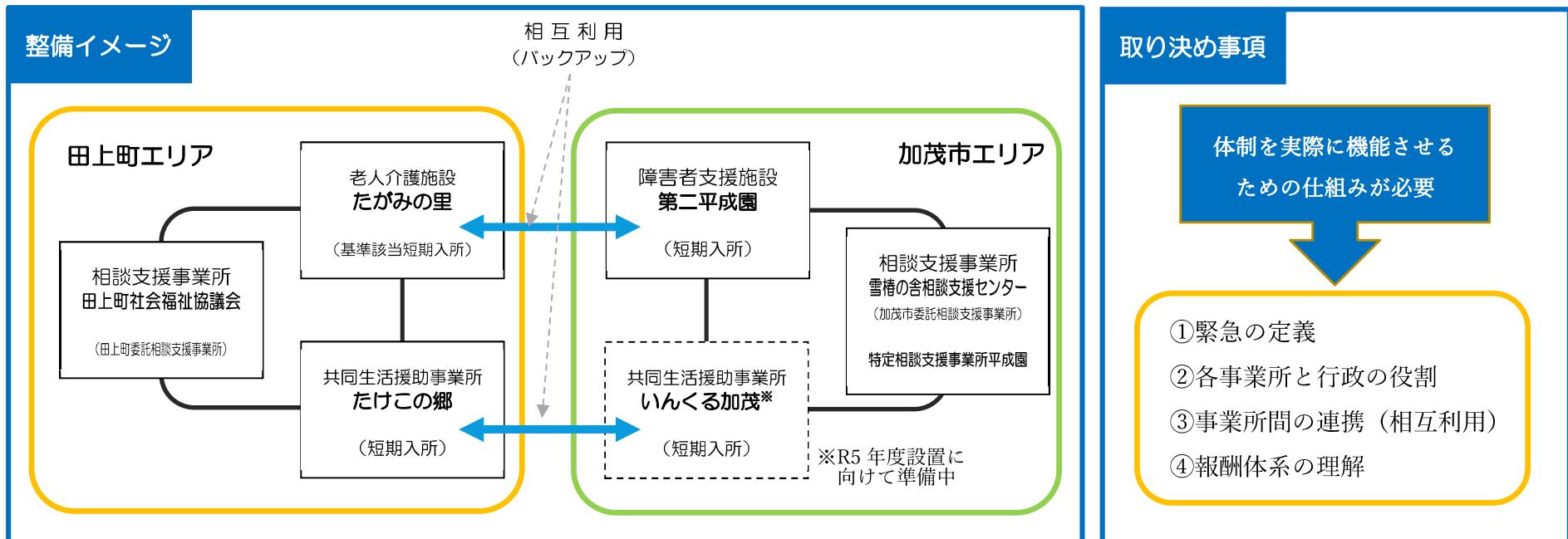
### I. 加茂市・田上町が共同で整備する地域生活支援拠点の機能

地域生活支援拠点の機能のうち、体制整備が十分整っていない「緊急時の受入れ・対応」の機能について、お互いの地域資源で補うことでより、広域的な面的体制構築を行いたい。

そのためには、地域内で機能を担う各事業所の理解・協力を得て、加茂市・田上町で共通の運用により体制整備を進める必要がある。

### II. 体制構築の具体的な内容について

緊急時の受入れ・対応の具体的な整備イメージと運用時に必要となる取り決め事項は以下のとおり。



### 3. 共同運用のための仕組み

#### I. 緊急時の定義と初期対応等について（方針）

「緊急時」の定義や相談・連絡窓口等については、以下の方針とする。

項目	内容	備考
緊急時の定義	介護者の急病等による介護者の不在、障がい者虐待、本人の障がい状況の悪化等の場合で、居宅で介護を受けることができない場合。 なお、対象者は利用開始前の前々日～当日までに利用の連絡があった者（緊急利用者は新規の利用者に限らず、既に利用したことがある者も対象）とする。	・冠婚葬祭の場合、「葬」は緊急とするが、それ以外は通常の短期入所事業で対応とする。 ・対象となる者は緊急短期入所受入加算の緊急利用者の定義と同様。
緊急で対応する期間	原則 7 日間	・緊急短期入所受入加算の考え方。
初期相談窓口	【計画作成の相談支援専門員が担当している場合】 相談支援事業所が相談窓口となり、担当する相談支援専門員が緊急受入れ先と調整を行う。（相談事業所と連絡が取れない場合は一時的に市・町が窓口となる。） 【計画作成の相談支援専門員が担当していない場合】 利用者の居住地の市・町が窓口となり、市・町が緊急受入れ先と調整を行う。	・「IV. 受入時の流れ」を参照。
受入先優先順位	優先順位 1：利用者の居住地の登録短期入所事業所（基準該当含む） 優先順位 2：相互利用協定を結ぶ登録事業所	・「IV. 受入時の流れ」を参照。

※各登録事業所の短期入所事業による受け入れを前提とし、概ね緊急短期入所受入加算の定義を踏襲した考え方。

※相互利用について、条件等の詳細はIIで記載する（案）の通とおり。

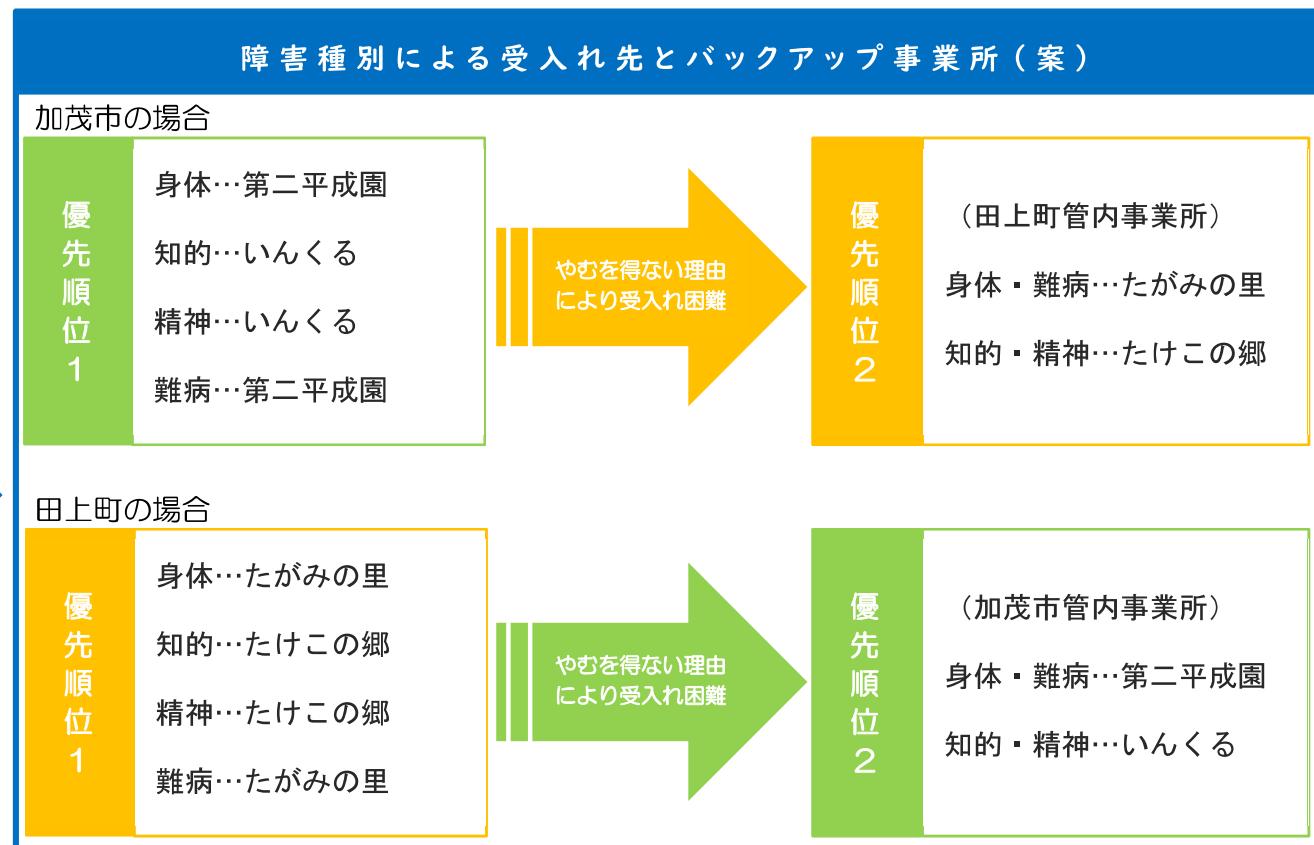
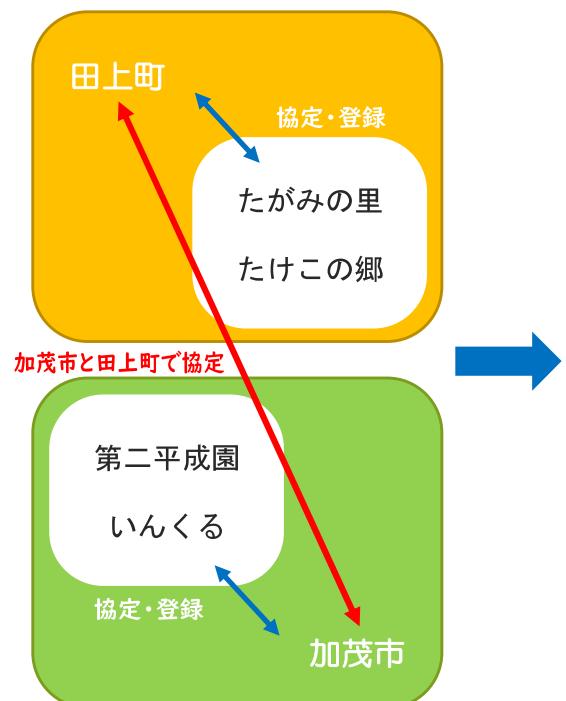
## II. 短期入所事業の相互利用（バックアップ）

短期入所事業による緊急時受入れ体制の構築のため、加茂市・田上町管内の事業所の相互利用の体制を構築する。

居住地の緊急受入れ先短期入所事業所の利用を前提としながら、やむを得ない理由により短期入所事業の利用が困難である場合に加茂市又は田上町それぞれの登録事業所（バックアップ事業所）の利用を行ができる体制とする。

加茂市・田上町で協定を結び、拠点となる事業所については、協定に基づき相互利用を前提として拠点事業所の登録を行う

⇒ 利用時に加算請求を認める。



### III. 対象者の事前登録制について

事業所の負担の軽減のため、利用に関しては事前登録制とし、登録者の情報提供や体験利用を行うことを原則とする。

但し、事前の登録のない者でも必要により緊急対応は行うが、相談支援専門員の協力により、なるべく事前登録を行ってもらう。

加茂市・田上町で事前に対象となる者をリストアップしている。

準備が整えば、（令和4年4月を目標に）運用を開始したい。

対象者	基準	事前登録までの流れ	登録後の流れ
<b>支援度の高い単身世帯 及び単身世帯に 準じる障がい者</b>	障がい支援区分4以上で、居宅において単身での生活が困難である障がい者もしくは同居する家族等が障がいや疾病のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者 ※居住系サービス利用者は除く	<p>①リストアップされた対象者へ計画作成を担当する相談支援専門員から制度説明を行う。</p> <p>②そのうえで、登録を希望する対象者へ申請書を渡す。</p> <p>③対象者から申請書の提出をしてもらう。（居住地で申請）</p>	<p>市・町、相談支援専門員により障がい種別や特性を考慮し、受入れ先短期入所の事業所を選定。</p> <p>市・町、相談支援専門員、受入れ先短期入所事業所で登録者情報を共有する。</p> <p>※担当の相談支援専門員は、障がい支援区分認定や短期入所事業の支給申請手続きを行い、事前の見学や体験利用を行うよう働きかける。</p>
<b>虐待のリスクの高い 障がい者</b>	虐待につながるリスク要因がある者 (例) 養護者と障がい者の長期にわたる不和関係、養護者と障がい者の共依存関係、養護者以外の家族や親族による障がい者への無関心、障がい者への経済的依存 等		
<b>市・町でハイリスクと 判断される障がい者</b>	障がい支援区分が3以下または障がい支援区分未認定であるが、障がいの特性等の状況から家族等の支援が見込まれない状況において、居宅での生活が困難と認められるもの。		

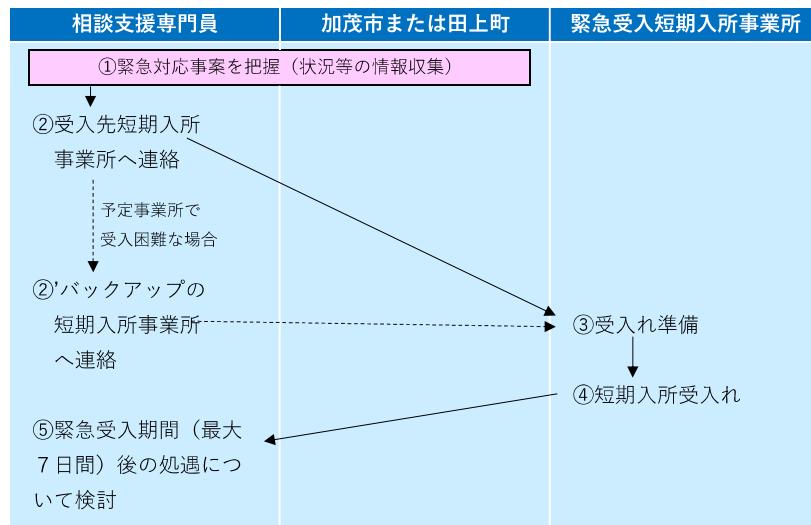
※事前登録者については、上記の流れにより各事業所が利用者像を把握できるよう働きかけを行う。

※リストアップされているが、事前登録を行わない者については、その他の支援が行われる際に制度の理解を求め、なるべく登録を行うよう促す。

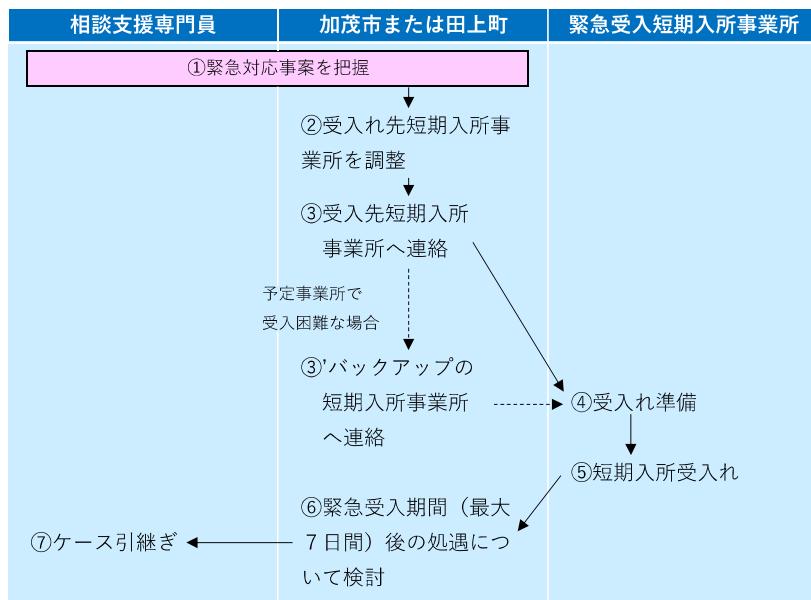
※リストに載っていない対象者を把握した場合も同様に制度の周知・説明を行い、事前登録が行われるよう働きかける。（登録がない場合でも加茂市・田上町が作成するリストへは追加掲載しておく。）

## IV. 緊急時受入れの流れについて（3パターン）

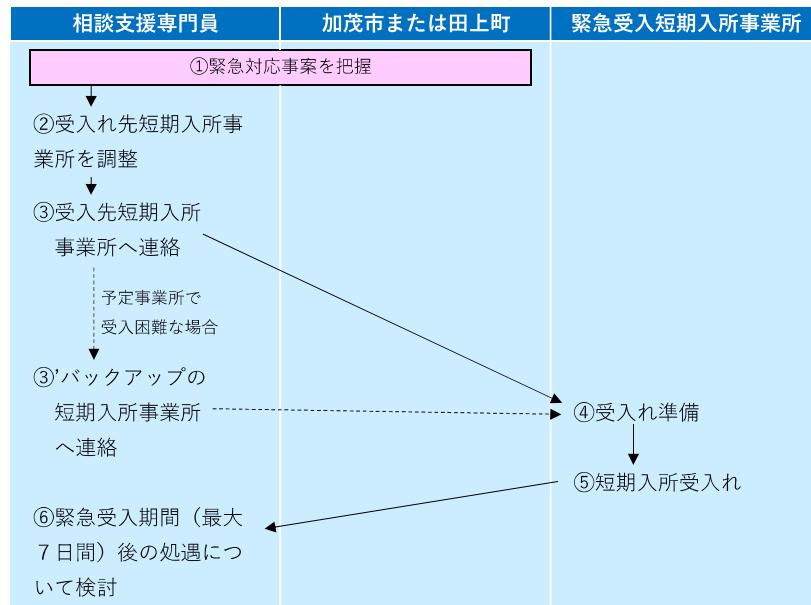
### 【パターン1 事前登録あり】



### 【パターン3 事前登録なし・計画相談支援なし】



### 【パターン2 事前登録なし・計画相談支援あり】



(1) 受入れにあたって、本人・家族との連絡窓口

- ・パターン1と2 → 相談支援専門員
- ・パターン3 → 市・町

(2) 緊急受入7日目以降の処遇の検討については、相談支援事業所と市・町が連携して対応する。

※運用開始後は、加茂市・田上町・委託相談支援事業所等と協力し、パターン2や3（特にパターン3）になるケースを少なくするように周知等を行うことが重要となる。

→ 制度周知により、登録希望から他のサービスに繋がる可能性もある。